

---

プロジェクト **適用後レビューの計画策定についての意見の募集**  
項目 **本日の審議事項**

---

1. 公益財団法人財務会計基準機構の理事会（以下「理事会」という。）が定める「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」では、当委員会は、重要と認められる新規の企業会計基準等の開発又は既存の企業会計基準等の改正を行ったときは、適用後レビューを実施しなければならないとされ、適用後レビューの計画又は実施の都度、理事会に設置される適正手続監督委員会に対して報告することとされている。
2. また、平成 28 年 8 月 12 日に当委員会が公表した中期運営方針において、適用後レビューの実施に関して、「適用後レビューの計画を策定するにあたり、今後、これまで当委員会が公表した会計基準を対象として、適用後レビューの目的に関連する懸念点の有無に関して広く意見を募る予定である。その後、その結果を踏まえ、適用後レビューを行う範囲を決定し実施していく。」と記載している。
3. これらを踏まえ、本日より、適用後レビューの計画策定についての意見募集文書の文案について審議を行いたい。
4. なお、今後、第 28 回基準諮問会議（平成 28 年 11 月 14 日開催予定）への報告及び関係者のアウトリーチを行うことを予定している。

以 上